
平成23年第2回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

平成23年5月2日(月)

1. 議事日程第1号

平成23年5月2日(月) 午前10時開議(開会)

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

1. 追加議事日程(第1号の追加)

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 常任委員の選任

第6 議会運営委員の選任

第7 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

第8 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

第9 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第10 特別委員会の設置

第11 特別委員会の委員の選任について

第12 議案の上程(議案第40号から議案第49号)

第13 町長の挨拶並びに町長の提案理由及び議案説明

第14 監査委員の選任について

第15 専決処分の承認を求めることについて

質疑・討論・採決

第16 委員会の継続審査の付託について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

1. 追加議事日程（第1号の追加）

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 副議長の選挙
日程第 5 常任委員の選任
日程第 6 議会運営委員の選任
日程第 7 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙
日程第 8 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙
日程第 9 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第10 特別委員会の設置
日程第11 特別委員会の委員の選任について
日程第12 議案の上程（議案第40号から議案第49号）
日程第13 町長の挨拶並びに町長の提案理由及び議案説明
日程第14 監査委員の選任について
日程第15 専決処分の承認を求めることについて
質疑・討論・採決
日程第16 委員会の継続審査の付託について
-

出席議員（16名）

1 番	廣 澤 俊 幸	2 番	大 谷 徹 子
3 番	宿 利 忠 明	4 番	石 井 龍 文
5 番	中 川 英 則	6 番	菅 原 一
7 番	河 野 博 文	8 番	尾 方 嗣 男
9 番	秦 時 雄	10 番	松 本 義 臣
11 番	宿 利 俊 行	12 番	清 藤 一 憲
13 番	藤 本 勝 美	14 番	片 山 博 雅
15 番	繁 田 弘 司	16 番	高 田 修 治

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一

議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	太 田 尚 人
教 育 長	本 田 昌 巳	総 務 課 長	帆 足 博 充
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	平 井 正 之
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	日 隈 桂 子
住 民 課 長	村 口 和 好	建設水道課長兼 公園整備室長	梶 原 政 純
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	会計管理者兼 会 計 課 長	横 山 弘 康
人権同和啓発 センター所長	飯 田 豊 実	学校教育課長	穴 本 芳 雄
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	河 島 公 司	行 政 係 長	石 井 信 彦

上 程 議 案

議案第40号	専決処分の承認を求めることについて（その1） 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第41号	専決処分の承認を求めることについて（その2） 玖珠町税特別措置条例の一部改正について
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて（その3） 平成22年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）
議案第43号	専決処分の承認を求めることについて（その4） 平成22年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第44号	専決処分の承認を求めることについて（その5） 平成22年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
議案第45号	専決処分の承認を求めることについて（その6） 平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第46号	専決処分の承認を求めることについて（その7） 平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
議案第47号	専決処分の承認を求めることについて（その8） 平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（その9）
平成22年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 議案第49号 玖珠町監査委員の選任について
-

午前10時00分開議（開会）

○議会事務局長（大蔵順一君） おはようございます。議会事務局長の大蔵です。

皆様には、このたびの選挙におきましてめでたく当選されまして、ここに議席を得られましたことを心からお慶び申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うようになっております。

年長の宿利俊行議員をご紹介します。

宿利議員には、議長席にご登壇をお願いいたします。

○臨時議長（宿利俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました宿利俊行です。このたびの統一地方選挙において見事に当選され、ここに16名の議員が誕生され、本日初議会が開催されるところであります。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。しばらくの間、臨時議長の職務を務めますので、最後までご協力のほどお願い申し上げます。

ここで、朝倉町長、町執行部よりあいさつ並びに自己紹介を受けたいと思います。

初めに、朝倉町長さん、お願いします。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

ただいま紹介いただきました玖珠町町長を務めております朝倉でございます。このたびは選挙を勝ち抜かれまして、議員のみなさん、この議場にお集まり、ご出席したことにつきまして、心より喜び申し上げます。おめでとうございます。

執行部の方はまた後からと思いますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（太田尚人君） おはようございます。副町長の太田であります。いつもお世話になっております。

今回は大変おめでとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○総務課長（帆足博充君） おはようございます。総務課長の帆足博充でございます。よろしくお願いいたします。

○まちづくり推進課長（麻生太一君） おはようございます。まちづくり推進課長の麻生太一でございます。よろしくお願いいたします。

○環境防災課長兼基地対策室長（平井正之君） おはようございます。環境防災課長兼基地対策室長の

平井正之です。どうかよろしくお願いします。

○税務課長（帆足浩一君） おはようございます。税務課長の帆足浩一といたします。よろしくお願いします。

○福祉保健課長（日隈桂子君） おはようございます。福祉保健課長の日隈桂子でございます。よろしくお願いします。

○住民課長（村口和好君） おはようございます。住民課長の村口です。よろしくお願いします。

○建設水道課長兼公園整備室長（梶原政純君） おはようございます。建設水道課長兼公園整備室長の梶原政純です。よろしくお願いします。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） おはようございます。農林業振興課長の梅木良政と申します。よろしくお願いします。

○教育長（本田昌巳君） おはようございます。玖珠町教育委員会教育長の本田でございます。課題山積の教育行政でございますけれども、議員さん方のご支援を得て、誠心誠意取り組みたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（穴本芳雄君） おはようございます。学校教育課長の穴本芳雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（河島公司君） おはようございます。社会教育課長、それから中央公民館長、それからわらべの館長を兼任します河島です。よろしくお願いします。

○人権同和啓発センター所長（飯田豊実君） おはようございます。人権同和啓発センター所長の飯田豊実です。よろしくお願いします。

○会計管理者兼会計課長（横山弘康君） おはようございます。会計管理者兼会計課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宿利俊行君） 執行部のあいさつ並びに自己紹介ありがとうございました。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

平成23年第2回玖珠町議会臨時会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（宿利俊行君） 日程第1、これより仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっております。議長の選挙が終了し、就任するまで、ただいま着席している議席を仮議席として指定いたします。番号札を起こしてください。

日程第２ 議長の選挙

○臨時議長（宿利俊行君） 日程第２、これより議長の選挙を行います。

議長選挙の方法は、投票または指名推選の方法があります。

ここで本会議を一旦休憩し、全員協議会で協議をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宿利俊行君） 異議なしと認めます。

よって、これより全員協議会を開催しますので、議員は直ちに議員控室にお集まりください。

執行部の方々にはここで退席をお願いしまして、出席を求めるときは改めて連絡いたします。

○総務課長（帆足博充君） ただいま自己紹介のときに、教育長より先に私、総務課長がしてしまいました。訂正しておわびを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（宿利俊行君） ただいまの総務課長の発言でございますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宿利俊行君） 異議なしと認めます。

それでは、ただいまから全員協議会を行いますので、よろしくお願いいたします。

午前10時08分 休憩

△

午前10時40分 再開

○臨時議長（宿利俊行君） 再開します。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（宿利俊行君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宿利俊行君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宿利俊行君） 異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

議長に、高田修治君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました高田修治君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（宿利俊行君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました高田修治君が、議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高田修治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

後ほど、議長に当選されました高田修治君に議長席に着席いただき、議長の当選承諾並びにごあいさつをお願いします。

これをもちまして議長選挙を終わります。

議場の閉鎖を解除します。

（議場開鎖）

○臨時議長（宿利俊行君） 以上で、臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

ここで一旦休憩をいたします。執行部の方はこのままお待ちください。

午前10時42分 休憩

△

午前10時50分 再開

○議長（高田修治君） それでは、本会議を再開します。

ただいま議長に就任いたしました高田修治でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

思いがけない議員皆様による指名推選という名誉ある推挙をいただきまして、本当にありがとうございました。先ほど来申し上げましたとおり、議会いろいろな面で改革を迫られる時期になってきているのではないかと思います。そういうことで、前回に引き続きまして、皆さんとともに議会改革に取り組んでまいりたいというふうにも思っております。特に3名の先輩議員さん、議長経験者もおられますので、今後ともひとつよろしくご指導いただきたいと思います。皆さんとともに話し合いのできる議会として、皆さんと一緒に頑張っていきたいというふうに思います。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定

○議長（高田修治君） それでは、日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることになっております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

議長の席は、慣例により、最終議席番号の16番と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長の仮議席13番の次以降の議員の番号を順次1番繰り上げた一連の仮議席番号を、そのまま本議席とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

それでは、議席の順番が決定しましたので、議席の確認と指定をいたします。

- 1 番 廣 澤 俊 幸 君
- 2 番 大 谷 徹 子 さん
- 3 番 宿 利 忠 明 君
- 4 番 石 井 龍 文 君
- 5 番 中 川 英 則 君
- 6 番 菅 原 一 君
- 7 番 河 野 博 文 君
- 8 番 尾 方 嗣 男 君
- 9 番 秦 時 雄 君
- 10番 松 本 義 臣 君
- 11番 宿 利 俊 行 君
- 12番 清 藤 一 憲 君
- 13番 藤 本 勝 美 君
- 14番 片 山 博 雅 君
- 15番 繁 田 弘 司 君
- 16番 高 田 修 治 でございます。

以上であります。

それでは、仮議席の番号の繰り上がった議員は、議席の交代をお願いいたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高田修治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

- 1 番 廣 澤 俊 幸 君
- 15番 繁 田 弘 司 君

の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議 長（高田修治君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

今臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

お諮りします。

議会の会議時間は午前10時から午後5時までとなっておりますが、会議時間を議事日程の終了するまで延長いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程の終了するまで時間延長することに決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

○議 長（高田修治君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、ここで一旦休憩し、全員協議会に切り替えて協議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

ここで一旦休憩をいたします。

それでは、議員控室にお集まりください。

執行部の方々はここで退席をお願いして、出席を求めるときは、改めて連絡いたします。

午前10時55分 休憩

△

午前11時19分 再開

○議 長（高田修治君） 本会議を再開します。

傍聴されます皆さんにお願いを申し上げます。

会議中は静粛をお願いします。

なお、会議中の言論に対する拍手や可否表明、言動は堅く禁じられております。また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、またポケットベル、携帯

電話などの持ち込みは禁止されていますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、副議長選挙は投票で行います。

執行部の方々には、ここで退席をお願いしまして、出席を求めるときは改めて連絡いたします。よろしく申し上げます。

(執行部退席)

○議長 長(高田修治君) それでは、議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長 長(高田修治君) ただいまの出席議員は16名です。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に河野博文君と中川英則君の2名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、河野博文君と中川英則君の2名を指名します。

それでは、ここで投票用紙の配布をいたします。

(投票用紙配付)

○議長 長(高田修治君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(配布漏れなし)

○議長 長(高田修治君) 配布漏れはないものと認めます。

続いて、投票箱の点検を行います。

立会人の河野博文君と中川英則君、事務局長は点検をしてください。

(投票箱点検)

○議長 長(高田修治君) 異状はありませんか。

(異状なし)

○議長 長(高田修治君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は単記無記名であります。

投票は、事務局長の点呼の順に記載台で投票用紙に被選挙人1名を記入し投票願います。

事務局長に議席番号と氏名を呼ばせます。

○議会事務局長(大蔵順一君) それでは、私の方から順次呼びを申し上げます。

正面の記載台に鉛筆を準備しておりますので、記載の上、投票箱にお入れください。右回りで議席の方に帰っていただくようお願いいたします。

それでは、呼び上げます。

最初に、議長と立会人から呼びしますので、よろしくお願いします。

まず、議長の高田修治議員、お願いします。

次に、立会人、河野博文議員、お願いいたします。

同じく立会人の中川英則議員、お願いいたします。

次に、議席順に呼び上げます。

1 番 廣澤俊幸議員、2 番 大谷徹子議員、3 番 宿利忠明議員、4 番 石井龍文議員、6 番 菅原 一議員、8 番 尾方嗣男議員、9 番 秦 時雄議員、10 番 松本義臣議員、11 番 宿利俊行議員、12 番 清藤一憲議員、13 番 藤本勝美議員、14 番 片山博雅議員、15 番 繁田弘司議員。

以上であります。

○議長（高田修治君） それでは、投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

○議長（高田修治君） 以上で投票の終了を宣言します。

これより開票を行います。

河野博文君、中川英則君の立ち会いを求めます。よろしくお願いします。

（開 票）

○議長（高田修治君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

さきの出席議員数に符合します。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0 票

でございます。

有効投票中

秦 時雄君 6 票

清藤一憲君 10票

以上のとおりです。

○議長（高田修治君） よって、清藤一憲君の投票数は法定得票数の4票を超えております。

清藤一憲君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました清藤一憲君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

後ほど、副議長に当選されました清藤一憲君に登壇いただきまして、副議長の当選承諾並びにあいさつをいただきます。

これで副議長の選挙を終わります。

議場の閉鎖を解除します。

（議場開鎖）

ここで執行部に出席をお願いするため、一旦休憩させていただきます。

午前11時42分 休憩

△

午前11時44分 再開

○議 長（高田修治君） 本会議を再開します。

ただいま副議長に当選されました清藤一憲君に登壇をいただきまして、副議長の当選承諾並びにあいさつをいただきます。

清藤一憲君、登壇をお願いいたします。

○副議長（清藤一憲君） 副議長に任命されました清藤です。議長を補佐しながら議員改革を進めながら、町民のための議会でありたいと思っています。皆さん方のご協力をお願いしながら、一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（高田修治君） それでは、次に、各常任委員会の委員の選任を行います。委員の皆さんは暫時休憩をして、各常任委員会の委員の選任を行いますので、議員控室にお集まりください。執行部の方は一旦退席願いまして、こちらから連絡があるときには速やかに集合されますようお願いいたします。

午前11時46分 休憩

△

午後 4 時02分 再開

○議 長（高田修治君） 本議会を再開します。

日程第 5 常任委員の選任

○議 長（高田修治君） 日程第 5、常任委員の選任を行います。

各常任委員会の委員につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において指名することになっております。

これから各常任委員会の委員を指名いたします。

まず、総務常任委員会委員に

5 番 中 川 英 則 君

6 番 菅 原 一 君

9 番 秦 時 雄 君

10 番 松 本 義 臣 君

12 番 清 藤 一 憲 君

14 番 片 山 博 雅 君

の 6 名を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会委員に

1 番 廣 澤 俊 幸 君

4 番 石 井 龍 文 君

11 番 宿 利 俊 行 君

13 番 藤 本 勝 美 君

15 番 繁 田 弘 司 君

の 5 名を指名いたします。

次に、文教民生常任委員会委員に

2 番 大 谷 徹 子 さん

3 番 宿 利 忠 明 君

7 番 河 野 博 文 君

8 番 尾 方 嗣 男 君

16 番 高 田 修 治

の 5 名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方々を、各常任委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を、各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長の選任を行います。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩します。

○議 長（高田修治君） 再開します。

各常任委員会委員の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に 秦 時 雄 君

副委員長に 中 川 英 則 君

産業建設常任委員会委員長に 繁 田 弘 司 君

副委員長に 石 井 龍 文 君

文教民生常任委員会委員長に 河 野 博 文 君

副委員長に 尾 方 嗣 男 君

以上の方々が互選されました。

よって、委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定しました。

日程第 6 議会運営委員の選任

○議 長（高田修治君） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員は、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会の委員に

1 番 廣 澤 俊 幸 君

3 番 宿 利 忠 明 君

8 番 尾 方 嗣 男 君

10 番 松 本 義 臣 君

11 番 宿 利 俊 行 君

総務常任委員長の 9 番 秦 時 雄 君

産業建設常任委員長の 15 番 繁 田 弘 司 君

文教民生常任委員長の 7 番 河 野 博 文 君

副議長の 12 番 清 藤 一 憲 君

以上 9 名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名のとおり、議会運営委員会の委員に選任することに決しました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩します。

○議 長（高田修治君） 再開します。

議会運営委員会委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に 宿 利 俊 行 君

副委員長に 松 本 義 臣 君

が互選されました。

よって、委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決しました。

日程第 7 玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙

○議 長（高田修治君） 日程第 7、玖珠九重行政事務組合議会議員の選挙を行います。

玖珠九重行政事務組合議会議員は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法で行

いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行ないたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、玖珠九重行政事務組合議会議員に

総務常任委員長の 9 番 秦 時 雄 君

文教民生常任委員長の 7 番 河 野 博 文 君

副議長の 清 藤 一 憲 君

議長の 高 田 修 治

の 4 名を指名いたします。

○議 長（高田修治君） ただいま議長において指名いたしました 4 名を玖珠九重行政事務組合議会議員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました 4 名を玖珠九重行政事務組合議会議員に選任することに決定しました。

日程第 8 日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙

○議 長（高田修治君） 日程第 8、日田玖珠広域消防組合議会議員の選挙を行います。

日田玖珠広域消防組合議会議員は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、日田玖珠広域消防組合議会議員に

副議長の 清 藤 一 憲 君

議長の 高 田 修 治

の 2 名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました 2 名を日田玖珠広域消防組合議会議員に選任することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名しました2名を日田玖珠広域消防組合議会議員に選任することに決定しました。

日程第9 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議 長（高田修治君） 日程第9、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に

文教民生常任委員長の7番 河 野 博 文 君

の1名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました1名を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたしました1名を大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任することに決定しました。

日程第10 特別委員会の設置

○議 長（高田修治君） 日程第10、特別委員会の設置について議題とします。

基地対策特別委員会において、当面する課題、諸問題について調査研究のため、8名で構成する基地対策特別委員会を設置したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、基地対策特別委員会については、8名の委員で構成する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました基地対策特別委員会の委員の選任を行います。

ここで暫時休憩をします。

○議長（高田修治君） 再開します。

日程第 11 特別委員会委員の選任について

○議長（高田修治君） 日程第11、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました基地対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において

5番 中 川 英 則 君

7番 河 野 博 文 君

8番 尾 方 嗣 男 君

11番 宿 利 俊 行 君

13番 藤 本 勝 美 君

14番 片 山 博 雅 君

それに、副議長の 清 藤 一 憲 君

議長の 高 田 修 治

の8名を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、基地対策特別委員会の委員は、ただいま指名いたしました8名と決定いたしました。

次に、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩します。

○議長（高田修治君） 再開します。

ただいま設置されました基地対策委員会の

委員長に 藤 本 勝 美 君

副委員長に 中 川 英 則 君

が互選されました。

よって、委員会において互選されたとおり、委員長、副委員長に選任することに決定しました、

次に、各種審議会の委員について、事務局長より発表します。

ここで、委員選出表を配付しますので、しばらくお待ちください。

議会事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 各種審議委員会委員について発表いたします。

総合行政審議会委員に

総務常任委員長の 9 番 秦 時 雄 議員

産業建設常任委員長の 15 番 繁 田 弘 司 議員

文教民生常任委員の 8 番 尾 形 嗣 男 議員

議長の 高 田 修 治 議員

の 4 名です。

次に、総合教育審議会委員に

議長の 高 田 修 治 議員

文教民生常任委員長の 7 番 河 野 博 文 議員

の 2 名です。

次に、人権・同和対策審議会委員に

副議長の 12 番 清 藤 一 憲 議員

の 1 名です。

次に、各委員会・協議会への選出議員は、お手元に配付してあります別紙委員選出表のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（高田修治君） ただいま事務局長より発表いたしましたとおりに決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、配付表のとおり決定しました。

お諮りします。

ここで、議案考察のため、全員協議会で協議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議員は直ちに議員控室にお集まりください。

執行部の皆さんは、ここで退席をお願いしまして、出席を求めるときは改めて連絡いたします。

（執行部退席）

午後 4 時 16 分 休憩

△

午後 4 時 21 分 再開

○議 長（高田修治君） 再開します。

日程第 12 議案の上程

○議 長（高田修治君） 日程第12 議案の上程を行ないます。

議案第40号から議案第49号までの10議案について一括上程いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（大蔵順一君） 上程議案の朗読をいたします。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（その1）

玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（その2）

玖珠町税特別措置条例の一部改正について

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（その3）

平成22年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（その4）

平成22年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（その5）

平成22年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（その6）

平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（その7）

平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（その8）

平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（その9）

平成22年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第3号）

議案第49号 玖珠町監査委員の選任について

以上でございます。

日程第13 町長の挨拶並びに町長の提案理由及び議案説明

○議 長（高田修治君） 日程第13、町長の挨拶並びに町長に提案理由の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、先般4月24日に執行されました玖珠町議会議員選挙におきまして、町民皆様の信任をいただき、かつ興望を担って、誠に厳しい選挙戦を突破され、ご当選を勝ち得られましたことに対して、まずもって心からお祝いを申し上げます。本当におめでとうございます。

また、本日、初の議会が開催される運びになりましたことは、玖珠町民ともども大きな喜びであり、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

さらに、ただいま議会を代表する議長、副議長、各常任委員会の委員長並びにその構成、また各種委員の選任などが行われ、名誉と伝統を守る玖珠町議会として積極的な活動ができる新しい議会体制が整いましたことは、町政にとりまして誠に同慶の至りでございます。

選任されました高田修治議長を中心に、町民皆様のご負託にこたえられる議会運営が活発になされることを期待いたすものでありますし、私どももしっかりと、議員皆様方のご質問に誠心誠意お答えしてまいりたいと思っています。また、議会での議論を通して、ともに玖珠町民のために、この玖珠町のまちづくりを一緒に進めていけるよう、議案の審議も進めていただければとお願いいたしております。

これまで町議会先輩皆様のたゆまぬ努力により、町政の堅実な発展を見ておりますが、議員皆様には、どうか今後とも町政発展のため格別のご指導、ご協力と絶大なるお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます。

さて、本町平成23年度の行財政各般については、去る3月の改選前の議会におきましてご説明申し上げ、ご議決頂いているところであります。引き続き、当選の皆様方にも、既に具体的な内容はご承知いただいているところでありますが、新しく議員になられた方もおられますので、この機会にその対応を簡単に申し述べまして、議員皆様のご了解をいただきたいと存じます。

最初に、平成23年度当初予算の編成に当たりましては、厳しい財政状況の中で今年度がスタートとなります第5次総合計画の前期基本計画、実施計画に沿いまして予算編成をいたしたところであります。本年度の予算総額は、一般会計81億円、公営企業会計の上水道会計を除く特別会計につきましては、5つの事業会計を合わせまして44億2,168万5,000円でございます。

本年度の当初予算編成方針は、第5次総合計画の初年度であることから、童話の里を引き継ぐ玖珠町として、総合計画にある将来像「自然を愛し 子どもとともに夢をはぐくみ 誇りの持てる 心のふるさと玖珠」の実現を目指し、具体的な施策方針、1、人が主役のまちづくり、2、活力と魅力あふれるまちづくり、3、安全で安心して暮らせるまちづくりとして、予算編成を行いました。

具体的な事業、施策においては、事務事業の選択と集中の理念を基本に、本年度の重点施策に取り組んだところであります。人が主役のまちづくりでは、人材育成事業の拡充とともに、町内文化財保存整備事業、各地区コミュニティ補助金の新設、森自治会館建設事業など、郷土の文化・歴史の継承を推進します。活力と魅力あるまちづくりとしては、特防（古後水路改修）事業、お買い物券発行事業、有害鳥獣被害防止対策事業など重点に行います。安全で安心して暮らせるまちづくりでは、子宮

頸がんワクチン接種促進事業や乳幼児・児童生徒医療費助成事業などの取り組みを推進します。

財政の健全化につきましては、将来世代の負担を縮減するために、町債の発行を抑制し、当該年度の歳入で規律ある財政運営の堅持を目指して、経常経費の抑制、事務・事業の見直しや効率化に取り組んでいきます。

以上、平成23年度の重要施策の概要について述べさせていただきました。

将来の予測される財政状況は依然として不透明で、予断を許さない状況ではありますが、私は選択と集中、経営感覚の行政経営、人材育成と活用、法令遵守、情報公開、そして町民皆様への説明責任を基本に町政の運営を進め、玖珠町民と行政がともに協働して自立、持続可能なまちづくりを進め、次世代に託せる暮らしやすい玖珠町の実現に向けて全力を傾注する決意であります。どうか議員の皆様方のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、先の3月議会定例会以降の町政・諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、役場組織の機構改革についてであります。

3月の定例会におきまして、玖珠町行政組織条例の全部改正についてご承認をいただき、行政サービスの向上を目指した役場の機構を4月1日から改編しました。今年度は、第5次総合計画の初年度に当たり、これからのまちづくりを推進するために、スリムで効果的な行政運営を目指したものであります。

新体制は、管理部門の行政、人事と財政を「総務課」として統合、政策部門の企画、自治振興、企業立地、観光振興、情報発信を「まちづくり推進課」として統合、事業部門の建設、水道を「建設水道課」として統合しました。新設については、危機管理部門として、消防交通と環境による「環境防災課」と基地部門が単独で独立して「基地対策室」の1課1室を新たに設置しました。

庁舎配置も終了して、新たな機構での事務の体制が整ったところであります。

次に、東日本大震災への支援について申し上げます。

玖珠町は、3月14日に玖珠町被災者支援本部を立ち上げ、義援金募金箱を町民ホールと福祉保健課窓口を設置し、防災無線で周知いたしました。その後、自治委員文書で義援金と空き部屋情報を呼びかけ、広報くす4月号にて義援金の呼びかけをいたしたところでございます。

義援金は4月20日までに1,067万4,663円集まり、日本赤十字社に送金いたしました。その後も、義援金は寄せられています。空き部屋については、4件の民間情報が寄せられていますが、現在のところ、被災者からの申し込みは届いていません。今後も、県の被災者支援室とも連絡を密にしながら、義援金、救援物資、職員の派遣、被災者受け入れ等の支援体制を続け、被災者支援を第一に、被災地区の早期復興を願っております。

玖珠町の防災体制につきましては、玖珠町地域防災計画を精査し、危機管理体制の充実を図っていきたいと思っています。

次に、第62回日本童話祭についてでございます。

今年も童話祭の時期を迎えました。昭和25年に久留島武彦翁の全国口演童話行脚50年を記念して、

三島公園に童話碑が建立されたのを起源に、今年は62回を迎えます。今回は、3月の東日本大震災に伴い、童話祭の開催について関係者の意見を聞きながら検討を重ねてまいりました。

結論といたしましては、被災された方々を支援する童話祭の位置づけに、行事の見直しを行う中で実施することを決定いたしました。これまで童話祭は、多くの子どもに夢と希望を与えてきました。久留島先生の遺訓「継続は力なり」を継承するためにも、童話祭の意義をしっかりと見詰めながら、震災復興に向けた思いで意義ある童話祭となるよう取り組んでまいります。議員の皆様を初め、町民皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

また、5月22日には、玖珠町とNHK大分放送局の主催で、くすまちメルサンホール開館10周年記念事業として、福祉ネットワーク・公開すこやか長寿の公開録画が行われます。多くの町民の方々に楽しんでいただきますようご期待申し上げます。

次に、人材育成事業の推進についてです。

昨年度策定いたしました向こう10年の第5次総合計画で、町の将来像である人が主役のまちづくり、そして活力ある魅力あふれるまちづくりを進めるに当たり、本年度から人材育成に重点を置くことにしております。特に地域づくりに積極的な活動をされている方々、まちづくりに興味をお持ちの方々を募集し、1年間のまちづくり講座を受講していただこうと企画しております。早速、5月広報に中央部でございますけれども、募集案内を掲載したところであり、講座は6月からスタートするように予定しております。これからは、協働のまちづくりであります。議員各位におかれましても、地域の人材を紹介していただくなど、ご協力をいただければ幸いです。

次に、新生「古後保育所」についてであります。

玖珠町立古後へき地保育所は、昭和49年6月1日に認可保育所として、35名の定数に2名の職員で開始しました。昭和57年に現在地に新築移転し、4・5歳児の保育事業を行ってきましたが、園児数の減少に伴い、平成元年度に3歳児、平成8年度には2歳児の受け入れも開始しました。

しかし、平成19年度には園児数が10名を切り、へき地保育所としての基準を満たさなくなり、2年間の経過措置の後、平成21年度から認可外保育所として、町費による運営を行ってまいりました。平成21年度は5名、平成22年度は4名、平成23年度は2名の予定であったことから、今後の園児数の増加が見込まれないこと等により、審議の結果、平成23年度第1回玖珠町議会定例会において、玖珠町立古後へき地保育所設置及び管理条例の廃止の承認をいただきました。

この間、保護者や地元自治会等と協議を重ね、準備委員会を経て、3月29日、古後保育所運営委員会を設立し、4月1日より新しく古後保育所として運営を開始しました。現在、3名の園児に常勤保育士1名、非常勤1名で、これまで同様の保育を実施しております。町といたしましては、今後も関係課により支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、三島公園遊具のリニューアルについて申し上げます。

三島公園に設置してありますブランコや滑り台など、遊具や環境整備につきまして、平成22年度事業として、特定防衛施設所在市町村調整交付金、通称特防予算3,351万3,000円を充当し、リニューア

ル化が完了しました。今回整備した遊具につきましては、地域住民の皆様にお集まりいただき、ご意見、ご提案をいただきながら検討した結果、老朽化により危険性等が指摘されていたものをすべて取り除き、幼児用や低学年向きの新規遊具の設置や植林などの環境整備とさせていただいたところでございます。芝生の一部は養生中のため利用できませんが、遊具については、現在、多くの子どもたちに利用され、連日、三島公園一帯には、子どもたちの明るい歓声が響いています。5月5日の日本童話祭においても、多くの子どもたち、ご来場者に利用していただきたいと考えているところでございます。

次に、万年山山開きについて申し上げます。

毎年、5月の最終日曜日に開催しております万年山山開きを、今月29日の日曜日に開催する予定であります。議員の皆様におかれましても、ご記憶にあると思われますが、昨年の万年山山開きについては、宮崎県で発生した家畜伝染病の口蹄疫の影響で、登山道周辺の畜産農家等への配慮のため、やむなく中止という事態となったところであります。現在、今年の万年山山開きの開催に向けて、主催者であります玖珠町観光協会に鋭意努力、準備をしていただいておりますが、例年にも増して多くの玖珠町民や町内外の登山愛好家の方々の来町が期待されるところでございます。

また、この万年山周辺の通称「お花畑」と呼ばれているミヤマキリシマの群生地については、約3町歩ぐらいあります。玖珠町といたしましても、昨年より環境整備に力を入れてきたところであり、議員の皆様方もミヤマキリシマの咲き誇る最盛期にはぜひともご覧いただきたいと思っているところであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、本日ご提案申し上げました議案10件について、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案集をお開きください。

議案第40号から議案第48号までの9議案は、専決処分の承認を求めるものでございます。

いずれの案件も、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを議会にご報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、各議案について、順を追って提案理由の説明を申し上げます。

議案集（その1）の1ページ目をお開きください。

議案第40号は、専決処分の承認を求めることについて（その1）、玖珠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の改正と給付制限を受けるものの減免条項の改正を行うものでございます。参考資料の1ページ目から2ページ目に、玖珠町国民健康保険税条例の新旧対照表を明記してございますので、ご覧いただきたいと思います。

議案集の3ページ目をお開きください。

議案第41号は、専決処分の承認を求めることについて（その2）、玖珠町税特別措置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、山村振興法及び過疎法、企業立地促進法の一部改正により、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令について、適用期限の延長などに伴い条例の一部を改正するものでございます。参考資料の3ページから5ページに、玖珠町税特別措置条例の新旧対照表を明記してございますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、専決した予算関係の議案について説明申し上げます。いずれの議案も予算書は別冊となっております。

議案集の5ページ目をお開きください。

議案第42号は、専決処分の承認を求めることについて（その3）、平成22年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

補正予算書は別冊となっております。

まず、予算書の1ページ目をお開きください。

一般会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,963万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ92億9,257万7,000円といたすものでございます。

8ページ目をお開きいただきたいと思います。

地方債補正につきましては、玖珠自治会館建設事業の事業費確定により、地方債限度額を減額補正したものでございます。

続きまして、歳入の補正について、主なものについてご説明申し上げます。

予算書の13ページ目になります。

1款1項1目町民税個人分であります。昨今の景気低迷等の影響により、3,396万8,000円の減額を行うものであります。

なお、地方税の予算計上額全体といたしましては、法人税の収入見込みの増や滞納繰越分の当初見込みからの増額見込みなどによりまして、当初予算計上額と同額となっております。

15ページ目をお開きください。

11款1項1目地方交付税1億6,048万9,000円の増額は、普通交付税の決定額の一部及び特別交付税の決定額を計上したものでございます。

18ページ目をお開きください。

15款2項9目教育費国庫補助金2,227万2,000円の増額は、北山田小学校校舎危険改築事業における交付金の追加交付決定により増額するものでございます。

20ページ目をお開きください。

16款2項4目労働費県補助金3,087万3,000円の減額は、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業の事業費精算によるものです。

22ページ目をお開きください。

19款1項1目繰入金5,090万3,000円の減額は、財政調整基金及び企業立地助成事業の充当財源である地域振興基金の繰り入れなどを減額するものでございます。

次に、歳出であります、24ページ目をお開きください。

歳出の補正につきましては、事業費の確定及び基金の調整が主なものでございます。

2款1項6目電子計算費831万1,000円の減額については、法改正等に伴う電算システムのプログラム修正料などの執行額決定によるものでございます。

25ページ目をごらんください。

2款1項8目地域づくり推進事業費4,060万円の増額については、第5次総合計画で掲げられていますように、人が主役のまちづくりを推進するため、人づくりの財源であります人材育成基金に基金積み立てを行うものでございます。

27ページ目をお開きください。

3款1項3目障害者福祉費の2,007万円の減額については、自立支援医療給付事業などの事業費確定による減額であります。

30ページをお開きください。

4款2項2目塵芥処理費2,374万3,000円の減額については、玖珠九重行政事務組合に対する負担金の確定による減額であります。

31ページ目をご覧ください。

5款1項1目労働諸費2,349万5,000円の減額については、ふるさと雇用再生特別交付金事業等の事業費精算によるものでございます。

33ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費2,154万7,000円の減額については、工場立地促進助成事業の事業費確定によるものでございます。

37ページ目をお開きください。

13款3項5目童話の里元気プロジェクト支援基金費1億7,000円の増額につきましては、人材育成基金への積立金の計上と同様に、第5次総合計画でもありますように、地域が主体となって取り組む事業について、更に充実、推進を行うため、その財源となる童話の里元気プロジェクト支援基金へ積み立てを行うものであります。

6目の地域振興基金費4,971万9,000円の増額についても、今後の各種インフラ整備等の財源となる地域振興基金への積み立てを行うものでございます。

8目の総合運動公園建設基金費に9,980万2,000円を積み増しを行い、建設事業に対する所要額を積み立ていたすものでございます。

以上が一般会計補正予算（第6号）の主なものでございます。

議案集の6ページ目をお開きください。

議案第43号は、専決処分の承認を求めることについて（その4）、平成22年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79万2,000円といたすものでございます。詳しい内容の説明は省略させていただきます。

議案集の7ページ目をお開きください。

議案第44号は、専決処分の承認を求めることについて（その5）、平成22年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ598万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,975万円といたすものでございます。詳しい内容の説明は省略させていただきます。

議案集の8ページ目をお開きください。

議案第45号は、専決処分の承認を求めることについて（その6）、平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,323万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,350万3,000円といたすものでございます。

補正の内容は、歳入歳出の額の確定によるものでございます。詳しい内容の説明は省略させていただきます。

議案集の9ページをお開きください。

議案第46号は、専決処分の承認を求めることについて（その7）、平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計（第5号）についてでございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。予算書の1ページ目をお開きください。

保険事業の補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,228万2,000円といたすものでございます。

次に、介護サービス事業の補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,536万4,000円といたすものでございます。同じく詳しい内容の説明は省略させていただきます。

議案集の10ページ目をお開きください。

議案第47号は、専決処分の承認を求めることについて（その8）、平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,638万4,000円といたすものでございます。同じく詳しい内容の説明は省略させていただきます。

議案集の11ページ目をお開きください。

議案第48号は、専決処分の承認を求めることについて（その9）、平成22年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書は、同じく別冊となっております。予算書の1ページ目をお開きください。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173万7,000円といたすものでございます。

補正の内容は、社会保険診療報酬支払基金、国庫負担金、県負担金の歳入額及び医療給付費等の歳出額が確定したことにより、一般会計繰入金の額を確定するものでございます。同じく詳しい内容の説明は省略させていただきます。

以上9議案は、地方自治法の規定により、いずれも専決処分をさせていただきましたので、これをご報告し、承認を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議案第49号でございます。

議案第49号は、玖珠町監査委員の選任についてであります。

議案書は別冊、青い表紙になっておりますので、別冊の議案集、平成23年5月2日開会、平成23年第2回玖珠町議会臨時会議案集（その2）をご覧くださいと思います。

本案は、玖珠町監査委員のうち議会議員から選出される委員に、玖珠町大字戸畑2117番地、藤本勝美氏を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。次のページに、現時点での同氏の略歴を簡単に記載してございますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上、専決処分の承認を求める案件9件、監査委員の選任案件1件、計10議案を提案させていただいたところでございます。議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重にご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提出議案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第14 監査委員の選任について

○議長（高田修治君） 日程第14、監査委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議案第49号は人事案件であります。専決処分案件に先立ち審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から審議することに決しました。

議案第49号、監査委員の選任については、委員会付託を省略して、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

本案は、藤本勝美君の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、藤本勝美君の退席を求めます。

（藤本勝美君退席）

○議 長（高田修治君） まず、議案質疑から行います。

議案第49号は別冊となっております。議案第49号について質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑を終わります。

本案は人事案件であります。討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して採決を行います。

これより採決を行います。

議案第49号について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定しました。

藤本勝美君の着席を許します。

（藤本勝美君着席）

○議 長（高田修治君） 藤本勝美君を玖珠町監査委員として選任同意いたしました。

日程第15 専決処分の承認を求めることについて

質疑・討論・採決

○議 長（高田修治君） 日程第15、専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

質疑、討論、採決を行います。

これより質疑を行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第40号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 次に、議案集第3ページ、議案第41号、玖珠町税特別措置条例の一部改正について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案集第5ページ、議案第42号、平成22年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。予算書は別冊となっております。お出しください。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ございませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号、平成22年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。別冊の予算書をお出しください。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成22年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。別冊の予算書をお出しください。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号、平成22年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。別冊の予算書をお出しください。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号、平成22年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。別冊の予算書をお出しください。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号、平成22年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。別冊の予算書をお出しください。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号、平成22年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。別冊の予算書をお出しください。歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第48号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第45号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第46号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 議案第47号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 議案第48号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第40号から議案第41号までの2議案は、条例の一部改正についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第41号までの2議案は、一括採決することに決しました。

議案第40号から議案第41号までの2議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第40号から議案第41号までの2議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第42号は、平成22年度玖珠町一般会計補正予算（第6号）についてであります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は採決することに決しました。

議案第42号について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（高田修治君） 着席ください。

起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第43号から議案第48号までの6議案は、特別会計補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第48号までの6議案は、一括採決することに決しました。

議案第43号から議案第48号までの6議案について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高田修治君) 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第43号から議案第48号までの6議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第16 委員会の継続審査の付託について

○議長(高田修治君) 日程第16、委員会の継続審査の付託についてお諮りします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長より、議会運営について会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申し出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の審査を付託することに決しました。

次に、基地対策特別委員会について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります継続審査の付託表のとおり、担当委員会に継続審査を付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高田修治君) 異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり、閉会中の審査を付託することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町長(朝倉浩平君) 平成23年第2回玖珠町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日ご提案申し上げました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、いずれも承認していただきました。誠にありがとうございました。

本日は、議会議員選挙後初の議会でございます。議長、副議長の選任を初め、常任委員会の構成、各種委員会委員の選任など、議会構成のすべてが整いました。本町の最高議決機関であります玖珠町議会が力強く、新たな一步を踏み出したことにつきまして、誠に同慶に絶えない次第でございます。

東日本大震災は、危機対応が長期化する福島第一原発事故の対応と被災地の復旧が喫緊の課題であります。復興への道のりは長いものとなります。長丁場となる被災地への支援については、玖珠町

も何ができるか、さらにまた何をしなければならないか、これから具体的に対応してまいります。いずれにいたしましても、被災地の皆様のご健康と、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げる次第であります。

さて、野には花が咲き乱れ、山々が緑に包まれる新緑の季節を迎えようとしております。また、この季節は同時に、季節の変わり目でもあります。また、数日後には、当町の最大のイベントであります第62回日本童話祭が開催されます。議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、町民の福祉の向上、町政の発展のためにご尽力、ご活躍を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

長時間、大変お疲れさまでございました。誠にありがとうございました。

○議長（高田修治君） これで平成23年第2回玖珠町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午後5時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年5月2日

玖珠町議会議長 高田修治

玖珠町議会臨時議長 宿利俊行

署名議員 廣澤俊幸

署名議員 繁田弘司